

河川の環境保全作業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民及び企業等の団体(以下「活動団体」という。)により実施されるボランティアによる草刈、清掃等の活動を通じ地域の共有財産である河川への愛着心を深めるため、河川の適切な維持管理を目的とした身近な河川の草刈、清掃等に取り組む活動団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、井原市補助金交付規程(昭和34年井原市規程第1号。以下「市規程」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(活動団体の要件)

第2条 この事業の対象活動団体は、活動の対象区間において草刈、清掃等の活動を行い、又は行おうとする自治会、婦人会、老人会、生徒会、有志及び企業(従業員の団体を含む。)とする。

2 活動団体の構成人数は、10人以上とする。

(活動の対象範囲)

第3条 活動の対象範囲は、市内の河川のうち、活動面積5,000㎡以上の河川とする。

2 県又は市が実施するアダプト事業等(以下「アダプト事業等」という。)の補助金対象となっている箇所は、補助対象外とする。

(活動団体の役割)

第4条 活動団体は、年2回以上の草刈、清掃等の活動を実施し、良好な河川環境の維持に努めるものとする。

2 活動団体は、作業により発生した草等の廃棄物は、環境衛生上支障がないように適切に処理するものとする。

(補助対象経費及び補助額)

第5条 補助対象経費及び補助額は、次に定めるとおりとする。

補助対象経費	補助金額
草刈機の燃料代、用具等(ホウキ、軍手その他活動に必要と認められる物品)	1団体当たり年間 基本額20,000円(6,000㎡未満) 1,000㎡増すごとに(100円未満の端数切捨て)2,500円を加算する。 ただし、100,000円を上限とする。

(補助金交付申請)

第6条 活動団体の代表者は、補助金の交付を受けようとするときは、河川の環境保全作業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 補助対象区間において、アダプト事業等の補助対象箇所がある場合は、当該実施箇所が分かる対象事業の交付申請書等(写し)を添付するものとする。

(補助金交付決定)

第7条 市長は前条の交付申請を受けた場合において、当該内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに交付決定を行い、河川の環境保全作業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、活動団体の代表者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(補助金交付申請の取下げ)

第8条 活動団体の代表者は補助金の交付申請を取り下げようとするときは、前条の交付決定通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を、市長に提出しなければならない。

(補助事業の変更若しくは中止又は廃止)

第9条 活動団体の代表者は、補助事業(第7条第1項の交付決定を受けた事業をいう。以下同じ。)の内容を変更し、若しくは事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ河川の環境保全作業変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認に際し、必要な条件を付することができるものとする。

(実績報告)

第10条 活動団体の代表者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して20日を経過した日又は当該事業年度末日のいずれか早い日までに、河川の環境保全作業活動実績報告書(様式第4号)により、市長に報告しなければならない。

2 補助対象区間において、アダプト事業等の補助対象箇所がある場合は、当該実施箇所が分かる対象事業の実績報告書(写し)を添付するものとする。

(補助金交付決定の取消し等)

第11条 市長は、第9条の補助金の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 活動団体の代表者が市規程若しくはこの要綱又はこれに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 活動団体の代表者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 活動団体の代表者が補助事業に関して偽り、不正その他不適当な行為をした場合

(4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 市長は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消し部分に対する補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成20年度における活動団体による草刈、清掃等の活動から適用する。

河川の環境保全作業補助金交付申請書

年 月 日

井原市長

殿

活動団体名

代 表 者 住 所

氏 名

印

電話番号

下記事業に対し、補助金の交付を受けたく河川の環境保全作業補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

事業名	河川の環境保全作業 (河川名)
補助金交付申請額	円

事業計画及び財源内訳

事業計画額	補助期待額				
円	円	円	円	円	円

事業の概要

--

年度井原市指令 第 号
年 月 日

殿

井原市長

河川の環境保全作業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで、交付申請のあった河川の環境保全作業補助金に関し河川の環境保全作業補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

事業名	河川の環境保全作業 (河川名)		
補助金額	円	補助事業費	円

補助条件

- 1 この補助金は、年 月 日付けで交付申請のあった河川の環境保全作業補助金に関し交付するものであるから当該事業以外に使用してはならない。
- 2 この補助金は、草刈機の燃料代、清掃用具等の購入費に対する補助金とする。ただし、清掃用具等の購入費に対する補助金は、燃料代、清掃用具等の購入において残金が生じた場合又は清掃用具等の購入をしない場合は、市に返還するものとする。
- 3 補助対象事業の内容の全部又は一部を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- 4 補助対象事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ市長に申請し、承認を受けなければならない。

河川の環境保全作業変更承認申請書

年 月 日

井原市長

殿

活動団体名

代表者住所

氏名

印

電話番号

年 月 日付けで申請した次の事業の計画を変更（中止、廃止）したので、河川の環境保全作業補助金交付要綱第9条の規定により関係書類を添えて申請します。

事業名	河川の環境保全作業 (河川名)					
補助金交付申請額	円	当初補助金 交付申請額	円			
変更の理由						
	変更事業計画					
区分	変更前			変更後		
事業計画及び 財源内訳	事業計画額			事業計画額		
	円	円	円	円	円	円
事業の概要						

